

「山梨県電気自動車等導入支援事業費補助金」

Q&A

山梨県環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課

(2024年4月16日版)

目次

【要件などについて(1P~2P)】

問1) 対象期間はいつまでか。

問2) 再エネ設備と接続して充電を行うとは、具体的にはどういうことか。

問3) 現在、太陽光発電を所有しているため、補助金の利用は可能ということでよいか。

問4) 現在、既に車も充電器も発注済みであるが補助金の対象になるのか。

問5) 納車時期が3月末になってしまうが申請の対象となるか。

問6) 再エネでの充電が必要とのことだが、出先での充電については制限はないのか。

問7) 中古の PHV(EV)を購入するが補助の対象となるか。

問8) 申請してからどれくらいで交付決定となるのか。

問9) 2月末日までに納車、支払いを完了する必要があるとのことだが、車両購入についてはローンを利用したい。補助の対象となるか。

問10) 普通充放電設備のみで補助金の申請はできるか。

【申請書類について(3P~4P)】

補助金実施要領 p10 提出書類

問1) 2-2 CEV補助対象車両・設備一覧に提出されている銘柄であることがわかる書類とは何か

問2) 2-3使用の本拠の位置等がわかる書類等とは何か。

問3) 2-4 充電器の設置場所がわかる書類とは何か

問4) 2-6 電気自動車等の想定年間電力消費量の算定根拠資料とは何か

問5) 2-7 充電設備等に給電する電力の算定根拠資料とは何か

問6) 10 その他県が必要と認める書類とは何か。

答) 再生可能エネルギー設備(太陽光パネル)及びパソコンの写真の提出をお願いいたします。

【その他(5P~6P)】

問1) 県外に住所のある個人事業主が山梨県内の事業所で使用する車両をリースした場合は、対象となるのでしょうか。

問2) 処分制限期間中に設備を処分したい(売却したい)場合の取り扱いはどうするのか。

問3) 補助対象設備の残存期間中にリース契約が途中で解消された場合の取り扱いはどうすれば良いのか。

問4) 補助事業により導入した設備等に関する利用状況の報告を行わない場合の取り扱いはどうなるのか。

補助金交付要綱、補助金実施要領も併せて確認をお願いいたします。

【要件などについて】

問1) 対象期間はいつまでか。

答) 補助金の申請はホームページで公表以降、令和7年1月末まで申請は可能です。

ただし、2月末日までに、電気自動車等の車両登録の完了、充電器工事の完了、及び支払いを完了したうえで、実績報告書を提出していただく必要があります。

期限より遅れた場合や2月末日時点で、報告に必要なすべての書類がそろっていない場合には補助金をお支払いすることはできませんのでご注意願います。

問2) 再エネ設備と接続して充電を行うとは、具体的にはどういうことか。

答) 自家消費を目的とした太陽光発電等を所有し、その電力を活用して充電を行うことです。

再エネ設備が設置されており、その設備の年間発電想定電力が、車両の使用予定電力を超えている場合対象となります。

年間の総発電電力 \geq 年間の車両で使用する電力 となることが条件です。

上記の条件を満たしていれば、夜間や雨天など再エネ発電がおこなわれない時間でも充電していただいて差し支えありません。

問3) 現在、太陽光発電を所有しているため、補助金の利用は可能ということでしょうか。

答) 太陽光発電設備が自家消費に活用されていることが条件となります。

そのため、固定化価格買取制度(FIT)を利用して、全量売電を実施している場合は自動車に再エネ電力が利用されないこととなるため対象外となります。

問4) 現在、既に車も充電器も発注済みであるが補助金の対象になるのか。

答) 県に補助金交付申請を行い、県からの交付決定通知日以降に車両の正式発注及び工事契約を行う必要があります。

実績報告時に契約等の書類の写しを提出していただく必要がありますが、交付決定日以前に車両登録や充電器の工事契約が行われていた場合は補助金をお支払いできませんのでご注意願います。

問5) 納車時期が3月末になってしまうが申請の対象となるか。

答) 車両登録を2月中に完了し、実績報告時には車検証の写しの提出が必要となります。期限から遅れた場合は補助金を交付できませんのでご注意願います。

問6) 再エネでの充電が必要とのことだが、出先での充電については制限はないのか。

答) お出かけ先での経路充電、目的地充電については制限はありません。

問7) 中古のPHV(EV)を購入するが補助の対象となるか。

答) 中古車両、充電器については補助金の対象となりません。

問8) 申請してからどれくらいで交付決定となるのか。

答) 必要書類がすべてそろっているのを確認した後、必要な手続きを行いますが、2週間程度はかかる見込みとなります。

書類に不備があった場合や特殊なケースなどは、時間を要する可能性があります。

問9) 2月末日までに納車、支払いを完了する必要があるとのことだが、車両購入についてはローンを利用したい。補助の対象となるか。

答) ローンにより車両の所有者がローン会社となっても補助金の活用は可能です。その場合は支払い書類ではなく、ローン、保証等の契約書の写しを提出していただくこととなります。

問10) 普通充放電設備単体で補助金の申請はできるか。

答) 普通充放電設備の場合、当該設備単体での補助金の申請はできません。

あくまで、本補助金を活用して導入される電気自動車と併せて導入される普通充放電設備が補助の対象となります。(セットで導入していただく必要があります。)

【申請書類について】

補助金実施要領 p10 提出書類をご確認ください。

問1) 2-2 CEV補助対象車両・設備一覧に提出されている銘柄であることがわかる書類とは何か

答) カタログ及び見積書の写しなど CEV 補助金の掲載車両・機種と申請車両・機種が同一とわかる書類を想定しています。

問2) 2-3使用の本拠の位置等がわかる書類等とは何か。

答) 写真を別角度から複数枚お願いいたします。設置予定場所がわかるよう加工していただいても問題ありません。

法人などで複数拠点がある場合や再エネ発電設備から駐車場まで距離のあるケースなどは、主たる使用場所の住所、地図、配置図など状況に応じて内容が確認できる書類を提出願います。

問3) 2-4 充電器の設置場所がわかる書類とは何か

答) 上記同様、設置予定箇所の写真を複数箇所から撮影したものを提出してください。

問4) 2-6 電気自動車等の想定年間電力消費量の算定根拠資料とは何か

答) 電気自動車等の使用電力がわかるカタログ、HP 資料等の写しを添付してください。年間の想定走行距離と併せて、必要電力量を算定いたします。

PHV の場合は、電力で走行する分を想定する必要がありますが、近距離用途分となるため通勤等の普段使いの走行距離などで算定いたします。

問5) 2-7 充電設備等に給電する電力の算定根拠資料とは何か

答) 再生可能エネルギーが自動車で利用する電力を上回っているか確認する資料となります。太陽光発電設備の場合、パワコンなどで年間発電実績等が確認できる機能を有している場合は、その表示画面を写真等で提出してください。

確認できない場合は以下の計算式で計算した数値を算定根拠としてください。

$$\text{年間発電量(kWh)} = \text{太陽光発電設備容量(kW)} \times 365(\text{日}) \times 24(\text{時間}) \times 0.137$$

問6) 10 その他県が必要と認める書類とは何か。

答) 再生可能エネルギー設備(太陽光パネル)及びパワコンの写真の提出をお願いいたします。

パワコンについては、設備容量が確認できるよう近接での写真もお願いいたします。

太陽光発電も設置予定の場合は、工事契約書や図面の写しを提出いただきます。その場合、実績報告時には太陽光発電設備も完成している必要があります。

また、再エネを購入されている場合は、その購入が確認できる書類の写しをご提出願います。

そのほか、状況により追加での資料提出をお願いする場合があります。再エネ設備と充電設備の設置が離れている場合など、再エネでの充電が確認できる図面などが必要となる場合があります。

【その他】

問1) 県外に住所のある個人事業主が山梨県内の事業所で使用する車両をリースした場合は、対象となるのでしょうか。

答) 主な使用の拠点が県内であると判断できる場合に限り対象となります。

問2) 処分制限期間中に設備を処分(車両の売却など)したい場合の取り扱いはどうするのか。

答) 補助対象者が当該財産を処分する場合は、必ず山梨県知事へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。

また、承認の条件として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返納が必要な場合があるため注意してください。補助金の返納が必要な場合、本県において算定した補助金返納額については、別途通知を行います。

なお、具体的な返納額の計算方法については、原則として下記のとおりとします。

補助金返納額 = 補助金額 × (残存期間※ / 処分制限期間)

※残存期間は月割で計算します。

残存月数 = 処分制限期間月数(例:4年=48ヶ月) - 経過月数

経過月数には、設備登録日・充電設備設置日と処分月の双方を含めます。

処分制限期間内にある設備を処分して、新たに補助対象設備を購入する場合、処分した設備の補助金の返納が完了するまで、新たな設備への補助金は交付できませんので、注意して下さい。

また、事故や火災などやむをえない事情で処分する場合も報告等が必要となりますのでご連絡をお願いいたします。

問3) 補助対象設備の残存期間中にリース契約が途中で解消された場合の取り扱いはどうすれば良いのか。

答) 補助対象設備の残存期間中にリース契約が解除された場合、必ず県に報告を行ってください。

さい。別途、必要な手続きについてご案内させていただきます。

例えば、報告の段階で補助金交付額分をリースで貸与している設備の利用者に全て還元できていなかった場合で、その後もリース等で貸与して、当該利用者に補助金交付額の残存価格を還元する予定が無い場合等については、残存価格の返納を求める場合があります。

問4) 補助事業により導入した設備等に関する利用状況の報告を行わない場合の取り扱いはどうなるのか。

答) 補助事業が適正に実施されていないとみなし、補助金の返納を求める場合がありますので、利用状況の報告は毎年度決められた期限までに、必ず実施してください。